

社団法人高齢者等社会福祉支援機構コンプライアンス規程

令和2年 月 日決定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高齢者等社会福祉支援機構（以下、当社団と称す）のコンプライアンスに関する取扱いについて必要な事項を定め、もって当社団におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社団における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、当社団の全ての役員及び社員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ）並びに提携専門士職並びに提携業者（以下、提携士職等と称す）に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程に定めるコンプライアンスとは、当社団の実業活動が法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範（以下、法令等と称す）について遵守していることをいう。

第2章 コンプライアンスへの取組み

(代表理事の責務)

第4条 当社団の代表理事は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを社団運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めるものとする。

(理事及び社員並びに提携士等の義務)

第5条 全ての役員及び社員並びに提携士職等は、この規程の目的を踏まえ、法令等を遵守し、自らの職務に努めるものとする。

2 全ての役員及び社員並びに提携士職等は、自らの職務を努めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
 - (2) 他の役員及び社員並びに提携士職等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。
 - (3) 他の役員及び社員並びに提携士職等が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認。
 - (4) 他の役員及び社員並びに提携士職等若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。
 - (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為。
 - (6) 人種差別及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為。
 - (7) 官民を問わず汚職や賄賂を行う行為及び誘引する行為。
 - (8) 当社団内及び事業の関与により知り得る顧客並びに当社団の機密情報を第三者に漏洩する行為。
- 3 前項各号に掲げる行為を行った役員及び社員については、就業規則等に基づく処分、提携士職等においては提携解除処分がおのおの課されるものとする。

(通 報)

- 第 6 条 全ての役員及び社員並びに提携士職等は、前条第 2 項の行為を行う、又は行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報するものとする。
- 2 前項の通報先、通報の方法は代表理事あるいは総務経理担当者にその内容を通報する。また、通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

第 3 章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンス体制)

- 第 7 条 当社団におけるコンプライアンスの取組みについては、第 9 条のコンプライアンス推進委員会により行うこととする。
- 2 当社団におけるコンプライアンスの取組みのうち、重要事項の決定については理事会が行うこととする。

(理事会の決議)

- 第 8 条 前条第 2 項の規程に基づき理事会が決定することとされている重要事項は、以下に掲げるものとする。
- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃。
 - (2) コンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更及び廃止。
 - (3) コンプライアンス推進委員会への監督及び指導。
 - (4) その他コンプライアンス推進委員会からの付議事項に関する決定。

(コンプライアンス推進委員会)

第 9 条 コンプライアンス推進委員会（以下、委員会と称す）は、理事会の直属機関としてこれを設置する。

- 2 委員会は、理事会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員（以下、推進委員と称す）により構成する。
- 3 委員会の委員長は、代表理事とする。
- 4 委員会は、原則 1 年に 1 回開催することとする。ただし、以下のいずれかの場合にあっては、委員長の決定により随時開催ができるものとする。
 - (1) 委員長が必要と認めた場合。
 - (2) 委員から委員会の開催の要求があった場合。

(委員会の権限)

第 10 条 委員会は、第 7 条 1 項の規定に基づき、以下の事項を行うものとする。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する理事会への付議。
 - (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドラインマニュアル等の通知等の作成。
 - (3) 社団内のコンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直し。
 - (4) その他委員会において必要とされる事項。
- 2 前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、委員会の決議を経た上で行うものとする。
 - 3 前項の決議を経るに当たり、疑義が生じた事項については、理事会に付議を求めることとする。

(委員長が行う事項)

第 11 条 委員長は、以下の事項を行うものとする。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の起案及び企画立案。
- (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドラインマニュアル等の通知等の立案。
- (3) 社団内のコンプライアンス教育の計画立案、推進管理及び見直し並びに委員会への報告。
- (4) その他コンプライアンス推進に当たっての関連部門及び社員への指導及び助言。

(附 則)

1. この規定は、令和 年 月 日より施行する。
2. 委員会は委員長が必要と認める場合にあっては、その都度見直しを行うことができる。

